国際調査機関 ＳＡ	サウジ知的財産機関 （ＳＡＩＰ）	附属書 Ｄ ＳＡ
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	ＳＡ	
国際調査機関に支払う手数料：		
調査手数料（ＰＣＴ規則16）[1]	スイス・フラン（CHF） ユーロ（EUR） サウジアラビア・リヤル（SAR） 米国・ドル（USD）	244 243 1,000 267
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2）[2]	SAR 1,000	
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3） 写しの入手方法	１頁につき SAR 3 出願人は，国際調査報告とともに，そこで列記された各文献の写し１通を無料で受領する。指定（選択）官庁も請求に基づき，最初の写しを無料で受領する。 出願人及び指定（選択）官庁は pct@saip.gov.sa に電子メールで請求することによって追加の写しを入手できる。	
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）	１頁につき SAR 3	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	SAR 400	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	SAR 100	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し 国際調査機関が先の調査から利益を得る場合，当該先の調査から利益を得る程度に応じて，調査手数料の25％から75％までの払戻し	
国際調査のために受理する言語	アラビア語，英語	

［次頁に続く］

1 この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う。

2 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

ＳＡ	サウジ知的財産機関（ＳＡＩＰ）（続き）	ＳＡ
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	ない。物理的媒体は認められない。配列表は電子形式で提出しなければならない（ＰＣＴ実施細則，附属書Ｃ参照)。	
調査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，サウジアラビアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄[3]		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない	

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照)，委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d))。